

森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全部会規程

平成29年11月21日制定

(安全部会の趣旨)

第1条 この規程は「森ノ宮医療大学 遺伝子組換え実験安全管理規程」(以下「安全管理規程」という)第7条3項に基づき、森ノ宮医療大学遺伝子組換え実験安全部会(以下「安全部会」という)に関して必要な事項を定める。

(任務)

第2条 安全部会は安全管理規程を策定し、その運用が適正に行われるよう指導し、及び助言することを任務とする。

2 安全部会は安全管理規程第7条2項に掲げる事項について学長の諮問に応じて調査、審議し、及びこれらの事項に関して学長に対し助言又は勧告する。

(組織)

第3条 安全部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 安全主任者
- (2) 遺伝子組換えに関する専門的な知識を有する教員 1名
- (3) その他学長が必要と認めた者
- (4) 事務担当者 1名

2 第1項第2号、第4号の委員は部会長が選任し、研究支援センターの議を経て学長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 安全部会に部会長を置く。

- 2 部会長は研究支援センターが選任する。
- 3 部会長は、部会を招集しその議長となる。

(議事)

第6条 安全部会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第3条第1項第1号の安全主任者が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。
- 3 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(審査)

第7条 安全管理規程第8条第2項、第3項及び第4項に規定する審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、安全主任者が学長に答申する。

2 審査経過及び判定結果は記録として保存する。

(事務)

第8条 安全部会の事務は、委員ならびに研究支援センターが担当する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、安全部会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は平成29年11月21日から施行する。